

3 基本目標Ⅲ 安心して暮らせる社会の実現

【施策1 男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶】

DVをはじめとする暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、お互いの尊厳を重んじ対等な関係づくりをすすめる男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものであると考えられます。

特に、近年はSNSなどの新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、これらを利用した交際相手からの暴力は一層多様化している状況です。

また、配偶者等からの暴力は、人目に触れることの少ない家庭内で起きることが多く被害が深刻化しやすくなるとともに、被害者のみならずその子どもの未来にも悪影響を与えると指摘されています。

これらの暴力を根絶するためには、その行為が重大な人権侵害であるとの意識を社会全体に浸透させることが重要であると考えられます。

このため、平成25年公布の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律」の内容を踏まえ、DVについての現状や法律等について広く啓発をするとともに、相談窓口や支援制度の周知を関係機関と連携することで社会的気運の醸成を図り、根絶するための取組をより一層強化し適切な対応に努めます。

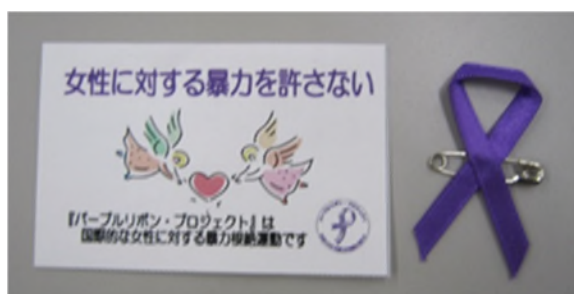
なお、本項目は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項の規定に基づく「市町村基本計画」と位置づけ、本市における男女共同参画社会の実現に向け、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護や支援に関する基本的な考え方及び施策の方向性を示します。

< 基本的な考え方 >

- (1) 配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、配偶者等に対する暴力を容認しない社会づくり、男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶に向け啓発を推進していきます
- (2) 配偶者等からの暴力被害の早期発見や相談体制の充実を図ります
- (3) 被害者の安全確保を図るため、被害者と子どもの適切な保護に努めます
- (4) 被害者の意思を尊重し、自立に向け総合的に支援します
- (5) 被害者が安心して支援を受けることができるよう関係機関等との連携協力に努め、切れ目のない対策を推進します

施策の方向(2)		被害者に対する支援体制の充実	
所管部局		広聴・市民生活課、市民課、福祉総務課、障がい福祉課、高齢者支援課、国民健康保険課、子ども家庭課、子ども相談センター、学校教育課	
①	相談体制の充実	継続	相談窓口を設置し相談の環境整備を行うとともに、複雑化、多様化する被害者の状況に応じ、関係機関と連携し、総合的な相談体制の充実に努めます また、相談窓口を記載したカード等を、市内公共施設や商業施設等に設置するなど、さまざまな機会を通じて周知を行います
	被害者の適切な保護	継続	緊急保護を必要とする被害者を発見した際には、配偶者暴力相談支援センターや民間シェルター等の関係機関と連携し、被害者の安全確保を第一に適切な対応に努めるとともに、被害者の子どもについても必要な配慮を図ります
	被害者の自立支援	拡充	被害者の状況に応じ、子ども・高齢者・障がい者の虐待所管部署や生活支援所管部署等と情報共有を行い、連携を図ります 被害者の意思を尊重しながら、就業や生活保護、子どもの就学等への情報提供について、関係部局との連携を図り必要な支援に努めます また、住民基本台帳情報が閲覧制限の対象となっている被害者の個人情報適切に扱われるよう、関係部局と連携し厳重に情報管理を行います

施策の方向(3)		連携・協働による相談体制の充実	
所管部局		広聴・市民生活課、子ども相談センター	
①	関係機関等との連携	継続	北海道等が主催する研修会に参加することで、支援制度の確認をするほか、ネットワーク構築に努めます



パープルリボン



オレンジリボン

【施策2 地域防災における男女共同参画の推進】

これまでの大規模災害の避難所生活では、平常時の固定的な性別役割分担意識が反映され、炊き出しなど女性の負担が大きかったこと、性別によって異なるニーズや状況への配慮が行き届かなかったこと、避難所での性被害の未然防止の必要性などが指摘されています。国は、これまでの災害対策における経験をもとに、平成25年「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」を作成し地方公共団体が災害時に男女共同参画の視点で取り組む際の基本事項を示しています。このことから、女性の視点に立った避難所運営、防災対策の推進、防災会議や消防団など、防災意識への女性参画促進に取り組みます。

➤ 施策の方向

(1) 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

＜実施施策事業＞

施策の方向(1)	男女共同参画の視点に立った防災対策の推進	
所管部局	危機対策課、広聴・市民生活課	
関連計画	地域防災計画	
① 市民の防災体制の構築の奨励や支援	新規	自主防災組織の設立や活動を支援する中で、自主防災組織における男女共同参画の視点の必要性の周知に努めます また、男女共同参画の視点を取り入れた、避難所運営マニュアルの作成や地域防災計画の周知に努めます



【施策3 多様性を尊重する環境づくり】

市民意識調査では、LGBTという言葉の認知度は、約6割を占めています。LGBTなどの性的マイノリティの人は、周囲の理解不足や偏見などで、日常生活上の困難に直面することが多いと言われており、多様な生き方を理解し、尊重する取組が、今後ますます重要になっています。

このため、性的指向・性自認等に関する人権教育・意識啓発に取り組めます。

➤施策の方向

(1) 性的指向・性自認等に関する人権教育・意識啓発

＜実施施策事業＞

施策の方向(1)	性的指向・性自認等に関する人権教育・意識啓発		
所管部局	広聴・市民生活課		
① 人権教育の実施	新規	性的指向や性自認等に関する問題に関心と理解を深める人権教育に努めます	
② 啓発活動の推進	新規	「人権擁護委員の日(※)」や「男女共同参画週間」での広報活動やパネル展を行うなど啓発に努めます	
③ 相談窓口の周知	新規	市や法務局が設置する人権相談や、性的マイノリティに関する各種相談窓口を、市ホームページや広報などで周知するよう努めます	



人権擁護委員の日

※ 人権擁護委員の日：人権擁護委員法が施行された日である6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、人権擁護委員が相談に応じる存在として各市町村に配置されていることを周知するとともに、人権尊重の大切さを呼びかけている。